



## ほっとファミリー ホームページ

こちらのホームページもご覧下さい。

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/  
kodomo/satooya/seido/hotfamily/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/satooya/seido/hotfamily/index.html)

ほっとファミリー

東京都のほっとファミリーとは

登録番号21(184) 平成17年5月初版  
平成21年9月25日発行 第5刷

(編集・発行)

東京都福祉保健局 少子社会対策部 育成支援課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1


(電話) 03-5320-4135 (ファクシミリ) 03-5388-1406

(印刷) シンソー印刷株式会社



# 東京都の ほっとファミリーとは



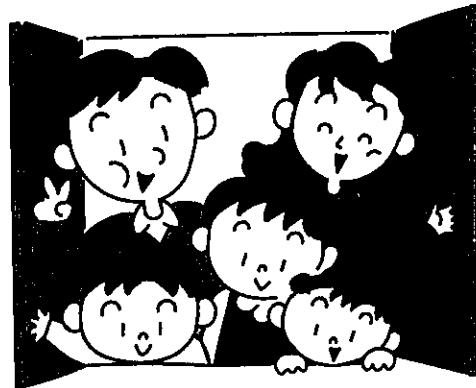
 東京都福祉保健局

# 社会的養護について

子どもは、家庭で温かい愛情に包まれながら育てられることが最も望ましいのですが、世の中には親のいない子どもや、親がいてもいろいろな事情で家庭で生活できない子どもが大勢います。このような子どもたちを家庭にかわって公的に育てる仕組みを『社会的養護』と呼んでいます。

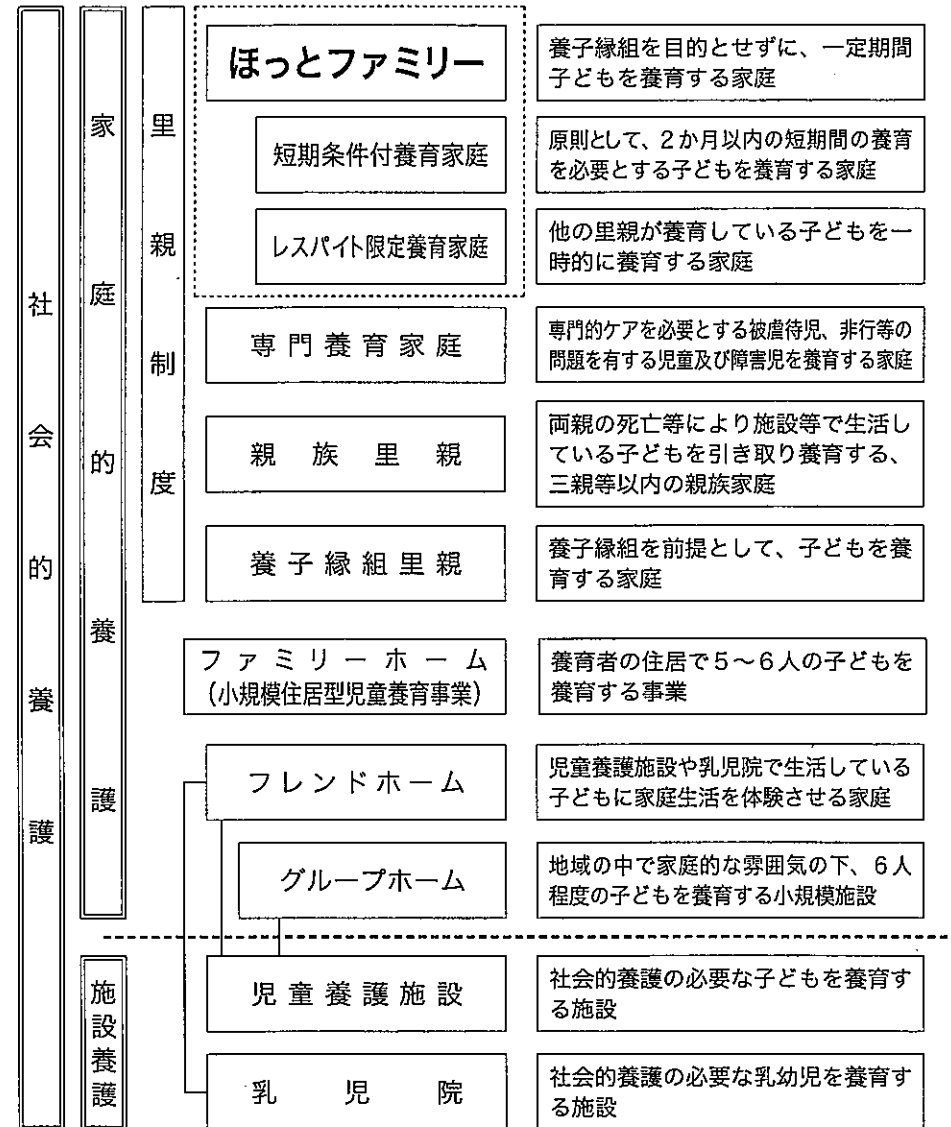
社会的養護には、より家庭に近い環境で子どもを育てる家庭的養護と、児童養護施設などの施設養護とがあり、家庭的養護の代表的なものが養育家庭制度です。

東京都では、この養育家庭を更に親しみやすく、かつ多くの方に覚えていただくため、「ほっとファミリー」という愛称で呼んでいます。



# ほっとファミリーとは...

養子縁組を目的とせずに、いろいろな事情で家庭で暮らすことができない子どもを一定期間養育していただく家庭のことです。



# ほっとファミリーになるには・・・?

## \*お申込みの条件は・・・

- 申込者のうち主たる養育者の年齢が25歳以上65歳未満で健康な方。ただし、短期条件付・レスパイト限定養育家庭は、65歳以上であっても申込みできる。
- 配偶者がいない場合は、次の①②両方の要件をみたしていること。
  - ① 申込者と同居し、主たる養育者を補助できる20歳以上の家族がいること。
  - ② 子どもを養育した経験があるか、保健師、看護師、保育士等の資格があること。
- ほっとファミリーとして子どもを養育することを家族全員が理解していること。
- 申込みの動機が児童の最善の福祉を目的としていること。

※詳しくは、「東京都里親認定基準」(P8)をご覧ください。

児童相談所が里親の申込みから、子どもの紹介・養育の相談などについて支援をします。

- ご家庭は、「里親が行う養育に関する最低基準」を守って子どもの養育にあたっていただくことが必要です。

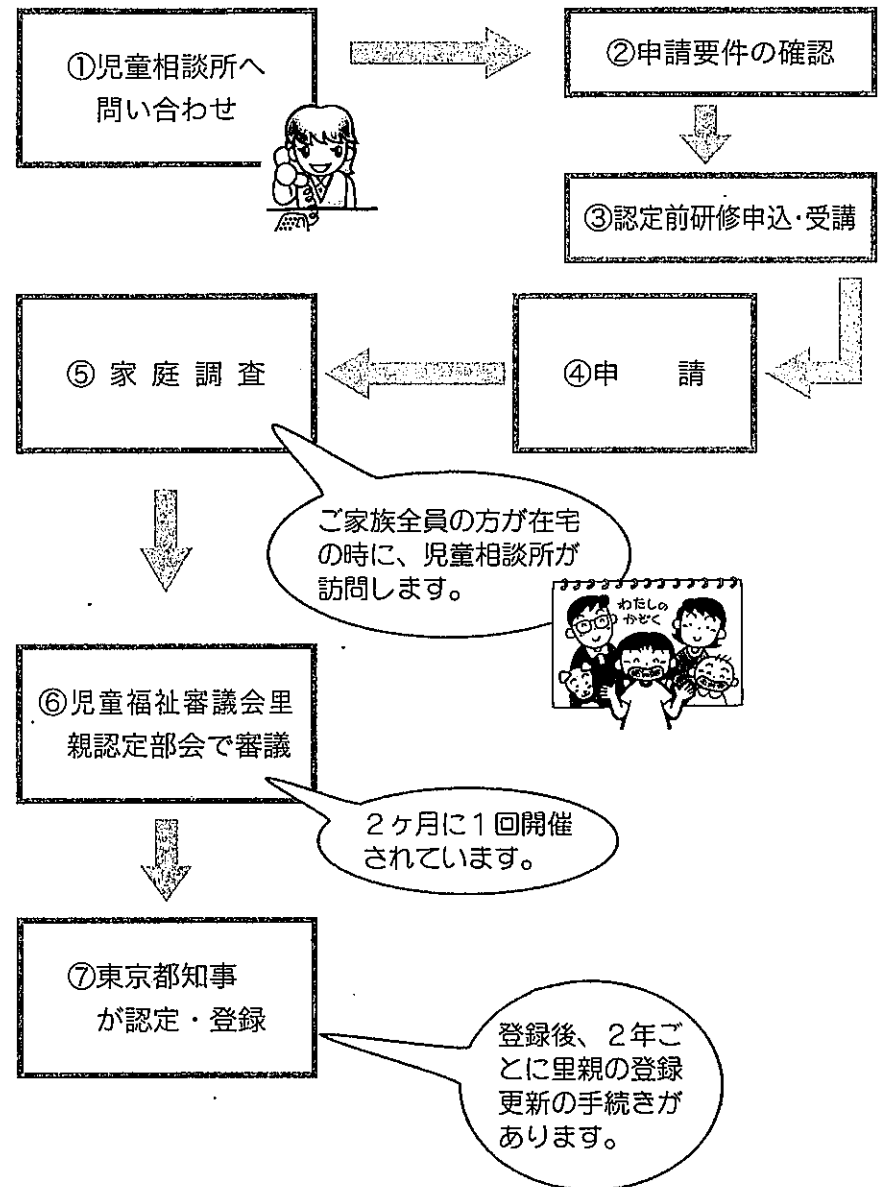
※詳しくは「里親が行う養育に関する最低基準(概要)」(P10)をご覧ください。

児童養護施設や乳児院で生活している子どもたちを夏休みや週末などにお預かりいただく「フレンドホーム制度」もあります。

お申込み窓口は各児童養護施設及び各乳児院です。



# ほっとファミリーの申請から登録までの手続の流れ



## 子どもの紹介から委託まで

### ① 子どもの紹介

- 児童相談所からまず電話で紹介します。

### ② 引き合わせ

- 担当の児童福祉司が子どもの状況を説明します。
- 子どもが生活している場所で児童相談所の立会いの下、面会をします。

### ④ 委託中

- 児童相談所がご家庭を定期的に訪問します。
- 養育にあたっては、児童相談所が養育家庭等と相談し作成する子どもの「自立支援計画」にそって養育し、「養育状況報告書」を児童相談所に提出していただきます。
- 委託中は養育費（子どもの生活費等と里親手当）が支払われます。
- 子どもの委託は2年ごとに見直し、子どもの養育上必要に応じて更新します。

### ③ 交流・委託

- おおむね1～3か月程度の交流期間を経て、外出、外泊を重ね子どもとの関係を築いていきます。
- 長期外泊交流中に、児童相談所が訪問し、養育家庭の意思や子どもの状況をもとに総合的に判断し、委託の可否を決定します。
- 交流中の費用は養育家庭のご負担になります。

### ⑤ 措置解除

- 「家庭引き取り」「満年齢解除」等の理由により委託措置解除されます。

## 子どもが委託されると...

- ☆住民票の続柄は「縁故者」になります。
- ☆ほっとファミリーの健康保険には加入できませんが、児童相談所が「受診券」を発行しますので、健康保険の範囲では医療費はかかりません。
- ☆委託期間中の子どもの養育費などは、東京都が基準にもとづき支払います。
- ☆休息や冠婚葬祭などにより、子どもを一時的に養育できないときは、1年間に7日の範囲内で「レスパイト・ケア」を利用できます。
- ☆保育所を利用する際は、事前に児童相談所へご相談ください。

☆里子は扶養控除の対象になります。「措置決定通知書」を勤務先に提出するか、確定申告をしてください。

☆事故があった時は、速やかに児童相談所にご連絡ください。児童が第三者に対して与えた損害については、東京都が「損害賠償責任保険」に加入しています。



その他育児に関すること、幼稚園の奨励金の申請、パスポートの取得や小中学校へ里親の姓を使つての通学、都営住宅での同居など、何でも児童相談所にご相談ください!

## 委託された子どもの養育

### \*委託当初

子どもは、これまでの生活からほっとファミリーでの生活への変化にとまどいます。委託当初は、子どもも「よい子」でいようとする「みせかけの時期」があり、その後、新しい里親子関係を形成する過程の中で、「退行現象（赤ちゃん返り）」や「試し行動」がみられるなど子育ての苦労が始まりますが、信頼関係が形成されるにつれて、子どもの行動も安定していきます。また、実子のいる家庭は、実子への配慮も必要です。

### \*里親子関係であることを伝える

子どもを幼い時期に家庭に迎えて、受託が長期になるような場合は、子どもに里親子の関係であることを伝えていく（真実告知）必要があります。「真実告知」は子どもの年齢に応じて、子どもが理解できる言葉で繰り返し行うことが大切です。成長に応じて、実親の状況等を伝えることが必要になる場面もでてきます。

### \*実親との交流

ほっとファミリーで生活しながら、実親との交流が必要な子どももいます。この場合は、児童相談所が連携をしながらルールを定めて行うことが不可欠ですが、交流による子どもの心の揺れに寄り添い、子どもが感じていることを見つめながら対応することが大切です。何か気になることがあった場合には児童相談所に相談してください。

### \*親元への帰宅

家庭の状況が改善されるなどの理由で子どもが実親のもとに帰ることもあります。

## 養育への支援

### \*児童相談所では

- 養育家庭担当児童福祉司と養育家庭専門員が心理職員、医師などと連携し、養育の相談にあたります。
- ほっとファミリーへの学習ボランティアの派遣や児童相談所とほっとファミリーとの交流会を行っています。
- レスパイト・ケアの相談や申込みに対応します。

### \*研修

- 認定前研修のほかに、課題別研修などを随時実施しています。養育力の向上のためにも、積極的に参加しましょう。

### \*NPO法人東京養育家庭の会

<http://tokyo-yoikukatei.jp>

- 東京都のほっとファミリーと、その関係者で組織し運営するNPO法人の里親会です。児童相談所ごとに支部活動が行われ、里親同士の交流や会報の発行をしています。また、貸付制度「つなぎ資金」の貸付も行っています。
- 毎年、養育経験が豊富なほっとファミリーのなかから養育家庭支援員を選任し、ほっとファミリーからの相談にのっています。

## 東京都里親認定基準

### \*里親申込者の基本要件

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- (3) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。
- (4) 世帯の収入額が生活保護基準を原則として上回っていること。
- (5) 委託児童との養子縁組を目的としないものであること。

(6) 里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

#### \*家庭及び構成員の状況

(1) 家庭生活が円満に営まれていること。

(2) 里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。

(3) 里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で、主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。

(4) 里親申込者のうち、主たる養育者となる者の年齢は25歳以上65歳未満であること。ただし、短期条件付・レスパイト限定養育家庭は、65歳以上であっても申し込みできる。

(5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次のすべての要件を満たしていること。

ア 児童養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。

イ 起居を共にし、主たる養育者を補助できる20歳以上の子又は父母等がいること。

#### \*家庭家屋及び居住地の状況

(1) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の児童の福祉上適当なものであること。

(2) 住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。

#### \*受託動機

(1) 里親申込みの動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。

## 里親が行う養育に関する最低基準(概要)

#### \*趣旨

里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）について里親が行う養育についての最低基準（以下「最低基準」という。）は国の省令によること。

#### \*最低基準の向上

(1) 都知事は、東京都児童福祉審議会の意見を聴き、里親に対し、最低基準を超えて、当該里親が行う養育の内容を向上させるよう、指導又は助言をすることができること。

(2) 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

#### \*最低基準と里親

里親は、最低基準を超えて、常にその行う養育の内容を向上させるように努めなければならないこと。

#### \*里親が行う養育の一般原則

(1) 里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行わなければならないこと。

(2) 里親は、養育を効果的に行うために、東京都が行う研修を受け、その資質の向上に努めなければならないこと。

#### \*児童を平等に養育する原則

里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならないこと。

#### \*虐待等の禁止

里親は、委託されている児童に対し、児童虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

#### \*懲戒に係る権限の濫用禁止

里親は、委託児童に対し懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。

## \*教育

里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。

## \*健康管理等

- (1) 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないこと。
- (2) 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならないこと。

## \*衛生管理

里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。

## \*自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長が当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならないこと。

## \*秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

## \*記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。

## \*苦情等への対応

- (1) 里親は、その行った行為に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。
- (2) 里親は、その行った養育に関し、都知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。

## \*知事への報告

- (1) 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都知事に届け出なければならないこと。
- (2) 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継

続することが困難となったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都知事に報告しなければならないこと。

## \*関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。

## \*養育する委託児童の年齢

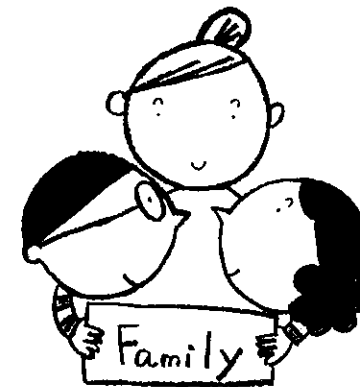
- (1) 里親が養育する委託児童は、18歳未満の者とする。
- (2) 都知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して、必要があるときは、満20歳に達する日までの間、養育を継続することができること。

## \*養育する委託児童の人数の限度

養育家庭が同時に養育する委託児童の人数とそれ以外の児童の人数の合計は、6人（委託児童については4人）を超えることができないこと。

## \*再委託の制限

- 里親は、次の場合を除き、委託児童を他の者に委託してはならないこと。
- (1) 都知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。
  - (2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都知事が認めるとき。



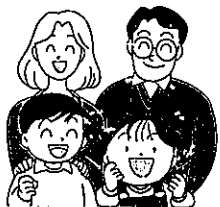
「ほっとファミリーになって良かった!」という、たくさんの方がいます。

私たち家族の生活はとても充実しています。人間は自分だけのために生きているよりも、人から必要とされることが人生の喜びとなることを実感しています。

ほっとファミリーになって、人生の後半での再度の子育ては、夫婦の絆が深まり、息子たちや両親との絆も深まります。さらには毎日がいきいきと輝きだします。皆様にほっとファミリーっていいなと思っていただけたら大変うれしく思います。

ほっとファミリーとして子どもを預かり、大人だけの生活から一変しました。バランスのとれた食生活をおくるようになり、忙しく仕事をしていると見落としがちな季節を遊びながら感じ、歳をとるのもその子の成長を感じる喜びにかわります。

一人でも多くの子どもたちが本物の愛を知るためにも、ほっとファミリーが増え、そしてこの日本という社会で特別の家庭と見られることがなくなってほしいと感じています。(元里子)



ほっとファミリーの声：平成20年度「養育家庭体験発表集」より

## お問い合わせ先

お住まいの地域	担当児童相談所
千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・渋谷区・豊島区・練馬区・島しょ	児童相談センター 〒162-0052 新宿区戸山3-17-1 Tel 03-3208-1121
墨田区・江東区・江戸川区	墨田児童相談所 〒130-0022 墨田区江東橋1-16-10 Tel 03-3632-4631
品川区・目黒区・大田区	品川児童相談所 〒140-0001 品川区北品川3-7-21 Tel 03-3474-5442
世田谷区・狛江市	世田谷児童相談所 〒156-0054 世田谷区桜丘5-28-12 Tel 03-5477-6301
中野区・杉並区・武蔵野市・三鷹市	杉並児童相談所 〒167-0052 杉並区南荻窪4-23-6 Tel 03-5370-6001
北区・荒川区・板橋区	北児童相談所 〒114-0002 北区王子6-1-12 Tel 03-3913-5421
足立区・葛飾区	足立児童相談所 〒123-0845 足立区西新井本町3-8-4 Tel 03-3854-1181
八王子市・町田市・日野市	八王子児童相談所 〒193-0931 八王子市台町2-7-13 Tel 042-624-1141
立川市・青梅市・昭島市・国立市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡	立川児童相談所 〒190-0012 立川市曙町3-10-19 Tel 042-523-1321
小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・西東京市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市	小平児童相談所 〒187-0002 小平市花小金井1-31-24 Tel 042-467-3711
府中市・調布市・多摩市・稲城市	多摩児童相談所 〒206-0024 多摩市諏訪2-6 Tel 042-372-5600